

「健全で持続的な成長へつながる税財政・社会保障制度に関する提言」 の取りまとめについて

関西経済連合会は、このたび「健全で持続的な成長へつながる税財政・社会保障制度に関する提言～財政健全化と分厚い中間層の形成に向けて～」を取りまとめました。

足元では、財政拡張につながる政策を訴える声が大きくなっていますが、財源の裏付けが伴わず、国債発行に依存する形で多額な支出がなされるなど、健全な財政の構築がますます遠のく事態は当然避けなければなりません。

また、わが国の持続的な経済成長および社会の安定にあたって中間層は重要な役割を果たします。しかしながら、増大する社会保険料が重荷になっていることなどをふまえると、中間層等に対する負担軽減が求められます。

かかる観点から、今回の提言では、「中長期的な視点に立った財政健全化」「分厚い中間層の形成」「持続的な経済成長」の同時達成に向け、税制・財政・社会保障制度を横断的に見直し、優先的に取り組むべき政策を要望しています。

《提言の柱と主な要望》 ※提言から一部抜粋

■財政の持続可能性を確保し、市場からの信認を維持させるための財政運営

- 財政事情に対する適切かつ強い危機感を持った財政規律の重視
(財政規律を強く意識した財政運営、財政健全化目標の達成)
- 財政ガバナンスを強化する仕組みの導入
(独立財政機関の設置、ペイ・アズ・ユー・ゴー原則を重視する方針の明示)
- 社会保障給付費の伸びの抑制に向けた見直し
(医療・介護の給付費[対GDP比]に関する上限の設定、公的医療保険の適用範囲の適正化)

■分厚い中間層の形成に向けた税制・社会保障制度の改革

- 給付付き税額控除（社会保険料軽減付き税額控除）の導入および所得控除の見直し
- 所得や税・社会保険料の負担・給付等に関する情報について、税務当局や自治体、社会保障を管轄する官庁等の関係機関が共通して活用できる情報インフラ整備
- 応能負担の強化を通じた中間層の負担抑制につながる施策の実施
- 希望に応じた就労および所得の向上につながる制度の改革
- 資産形成の後押しおよび子育てを支援するための施策の実施
- 税財政・社会保障の一体改革に向けて検討する協議体の創設

■企業の成長力強化および地域活性化に向けた税制改正

- 企業の成長力強化に向けた後押し
(研究開発税制やオープンイノベーション促進税制の延長・拡充、大胆な設備投資を後押しする税制の創設)
- 地域の活性化に向けた後押し
(企業版ふるさと納税における法人税分の上限基準の見直し、地方拠点強化税制の延長)

以 上

健全で持続的な成長へつながる税財政・社会保障制度に関する提言 ～財政健全化と分厚い中間層の形成に向けて～ 要旨

現状認識・基本的な考え方

足元では、財政拡張につながる政策を訴える声が大きくなっているが、財源の裏付けが伴わず、**国債発行に依存する形で多額の支出がなされるなど、健全な財政の構築がますます遠くの事態は当然避けなければならない。**また、わが国の持続的な経済成長および社会の安定にあたって中間層は重要な役割を果たす。しかしながら、増大する社会保険料が重荷になっていることなどをふまえると、**中間層等の負担軽減が求められる。****「中長期的な視点に立った財政健全化」「分厚い中間層の形成」「持続的な経済成長」の同時達成に向け、税制・財政・社会保障制度を横断的に見直し、優先的に取り組むべき政策を提言する。**

提言項目

1

財政の持続可能性を確保し、市場からの信頼を維持させるための財政運営

(1) 財政事情に対する適切かつ強い危機感を持ち、財政規律を重視すべき【P4】

- ・ **財政規律を強く意識した財政運営**（補正予算編成における規律確保を含む）
- ・ **財政健全化目標の達成**（PBの一定の黒字幅の確保を含む）
- ・ 消費減税に関する極めて慎重な検討および中長期的な消費税率の引き上げが選択肢となることは避けられないとみられることを常に念頭に置いた検討

(2) 財政ガバナンスを強化する仕組みを導入すべき【P5】

- ・ **独立財政機関の設置**
- ・ ペイ・アズ・ユース・ゴー原則を重視する方針の明示
- ・ 財政健全化目標や財政規律の仕組みを法的に担保する「財政健全化基本法(仮称)」の制定
- ・ 税財政に関する教育機会の創出や情報発信の強化

(3) 社会保障給付費の伸びの抑制に向けた見直しを行うべき【P6】

- 【社会保障給付費の伸びを抑制する仕組みの導入】
- ・ **医療・介護の給付費（対GDP比）に関する上限の設定**
 - ・ 上記をふまえた公的医療・公的介護保険制度の抜本的な見直しに向けた検討（公的医療保険制度における包括払いのさらなる推進、名目GDP成長率や雇用者報酬の伸びの範囲に医療の給付の伸びを留めるための仕組みなど）
- 【必要とされる程度に応じた給付のあり方の見直し】
- ・ 公的医療保険の適用範囲の適正化（市販品類似薬など必要性の低いものを除外）
 - ・ 公的介護保険における要介護度が低い高齢者に対するサービスの見直し

(5) 資産形成の後押しおよび子育てを支援するための施策を実施すべき【P11～12】

(6) **税財政・社会保障の一体改革に向けて検討する協議体を創設すべき**【P12】

2

分厚い中間層の形成に向けた税制・社会保障制度の改革

(1) 税と社会保険料の負担を一体的に調整する制度（社会保険料軽減付き税額控除）を導入すべき【P7～8】

一定程度の勤労などにより**社会保険料を支払う低所得者の負担軽減を目的に、給付付き税額控除の一類型である「社会保険料軽減付き税額控除」の導入**を求める。その際、恒久的な財源確保が求められ、**所得控除等の見直しによって捻出すべき**である。

(2) 真に必要な人への給付にあたり求められる情報インフラを整備すべき【P9】 ～正確かつ迅速な所得の把握および情報連携の仕組み～

正確かつ迅速に所得等を把握するとともに、**所得や税・社会保険料の負担・給付等に関する情報について、税務当局や自治体、社会保障を管轄する官庁等の関係機関が共通して活用できる情報インフラ整備、いわば「ガバメント・データ・ハブ」の構築**に向けた大胆な予算措置などに早急に取り組むべきである。

(3) 応能負担の強化を通じた中間層の負担抑制につながる施策を実施すべき【P9～10】

- ・ 所得が一定以上の高齢者を対象とした公的年金等控除の縮減・廃止
- ・ 公的医療保険・公的介護保険における標準報酬月額の上限引き上げ
- ・ 公的医療保険・公的介護保険における負担への金融所得の反映

(4) 希望に応じた就労および所得の向上につながる制度改革を行うべき【P10～11】 ～働き方を含めライフコースの選択に中立的な制度の構築の観点から～

- ・ 個人が失業・休業中に学び直しをする場合に、転職後の収入から複数年にわたってその費用を控除できる「能力開発控除(仮称)」の創設
- ・ 退職金における勤続年数20年以上で退職所得控除額が優遇される仕組みの見直し
- ・ 「年収の壁」の抜本的見直しに向けた第3号被保険者制度の廃止および経過的措置として手取りの逆転現象による就労控えをなくすために社会保険料負担を補填する制度の導入

3

企業の成長力強化および地域活性化に向けた税制改正

(1) 企業の成長力強化に向けた後押しを行うべき【P15～16】

研究開発税制やオープンイノベーション促進税制の延長・拡充、大胆な設備投資を後押しする税制の創設など

(2) 地域の活性化に向けた後押しを行うべき【P16～17】

企業版ふるさと納税における法人税分の上限基準の見直し、地方拠点強化税制の延長など

**健全で持続的な成長へつなげる
税財政・社会保障制度に関する提言
～財政健全化と分厚い中間層の形成に向けて～**

2025 年 10 月 30 日



公益社団法人
関西経済連合会

目 次

I. はじめに ～現状認識～	…… 1
II. 基本的な考え方	
1. 中長期的視点に立った財政健全化	…… 2
2. 分厚い中間層の形成	…… 2
3. 持続的な経済成長	…… 3
III. 提言項目	
1. 財政の持続可能性を確保し、市場からの信認を維持させるための財政運営	
(1) 財政事情に対する適切かつ強い危機感を持ち、財政規律を重視すべき	…… 4
(2) 財政ガバナンスを強化する仕組みを導入すべき	…… 5
(3) 社会保障給付費の伸びの抑制に向けた見直しを行うべき	…… 6
2. 分厚い中間層の形成に向けた税制・社会保障制度の改革	
(1) 税と社会保険料の負担を一体的に調整する制度(社会保険料軽減付き税額控除)を導入すべき	…… 7
(2) 真に必要な人への給付にあたり求められる情報インフラを整備すべき ～正確かつ迅速な所得の把握および情報連携の仕組み～	…… 9
(3) 応能負担の強化を通じた中間層の負担抑制につながる施策を実施すべき	…… 9
(4) 希望に応じた就労および所得の向上につながる制度改革を行うべき ～働き方を含めライフコースの選択に中立的な制度の構築の観点から～	…… 10
(5) 資産形成の後押しおよび子育てを支援するための施策を実施すべき	…… 11
(6) 税財政・社会保障の一体改革に向けて検討する協議体を創設すべき	…… 12
3. 企業の成長力強化および地域活性化に向けた税制改正	
(1) 企業の成長力強化に向けた後押しを行うべき	…… 15
(2) 地域の活性化に向けた後押しを行うべき	…… 16
IV. おわりに	…… 18

参考資料

I. はじめに ～現状認識～

わが国の財政は、その税収について増加傾向にあるものの、依然、当初予算の約4分の1を国債に依存する状況にある。さらに、高齢化の進展等による社会保障関係費の増大¹や長期金利の上昇による国債の利払い費の増加、国際秩序の不安定化に伴う防衛費増額など、今後ますます歳出拡大の圧力は高まっていくことが想定される。足元では、財政拡張につながる政策を訴える声が大きくなっているが、これに押されることにより、財源の裏付けが伴わず、国債発行に依存する形で多額な支出がなされるなど、健全な財政の構築がますます遠のく事態は当然避けなければならない。

また、わが国の持続的な経済成長および社会の安定にあたって中間層²は重要な役割を果たす存在であるが、そのとりまく環境は厳しさを増しており、とりわけ増大する社会保険料³が重荷になっている。加えて、実質賃金が概ねマイナスで推移している状況などをふまえると、中間層等の負担軽減が求められる。

今後、わが国における経済財政運営は難しい舵取りが求められるが、難題を先送りすることなく、その解決に向けて早急に取り組まなければならない。

本意見書では、「中長期的視点に立った財政健全化」「分厚い中間層の形成」「持続的な経済成長」の同時達成に向け、提言全体に通じる基本的な考え方を示したうえで、税制・財政・社会保障制度を横断的に見直し、優先的に取り組むべき政策を提言する。

¹ 過去35年間で一般歳出総額は約1.7倍となる中、社会保障関係費は約3.3倍と大きく伸びている。

² 中間層について、ライフイベントに掛かる出費の負担が重くなる事態に直面する・今後そうなりうる者のうち、若手・中堅社員層を念頭に置き、当会の提言では、約400～800万円の世帯所得の層を想定する。但し、子どもの有無や居住地等によって生活のゆとりの程度は大きく異なることに留意が必要である。

³ 勤労者世帯(2人以上)における社会保険料は、2000年から2024年の間に約25万円、約1.4倍に増加しており、可処分所得を押し下げる要因となっている。

Ⅱ．基本的な考え方

1．中長期的視点に立った財政健全化

現在、金利が上昇基調にあるが、国債残高の累積や海外投資家の保有比率の増加によって金利が大きく変動するリスクも高まっており、先行きの不確実性が増している。こうした中、各党の公約の中には減税を唱えるものも多いが、財源の裏付けを欠いて実行されれば、市場の信認が低下し、ひいては国債の格下げ⁴や急激な円安・金利上昇・株価下落を誘発し、それが市場のさらなる信認低下を招くという負のスパイラルに陥りかねない。その結果、景気が急速に悪化し、本来避けなければならない極端な緊縮財政を余儀なくされ、企業経営および中間層をはじめ国民の生活に深刻な影響を及ぼしかねない。当会では、これまで財政健全化に求められる税のあり方について、現実を直視し楽観的シナリオに依存すべきではないとの立場のもと累次の提言⁵を行ってきたところであるが、現在の状況に強い危機感を覚える。

わが国経済社会が深刻な状態に陥る事態を避けるために、政府は財政の持続性確保に強くコミットする姿勢が求められる。財政規律を重視した運営やガバナンスを強化する仕組みの構築に加え、国民が財政等を考えるうえでベースとなる正確で多面的な情報発信の強化に、今こそ取り組むべきである。

2．分厚い中間層の形成

持続的な経済成長および社会の安定のためには、企業の中核的な働き手であるとともに内需の中心となる分厚い中間層を形成し、その活力を高めていくことが極めて重要となる。

しかしながら、力強い賃上げが実現するも物価上昇によって実質賃金が伸び悩む状況に加え、社会保険料が中間層等に重くのし掛かっている。分厚い中間層の形成が十分に進んでいない現状を打破していくための抜本的な改革が求められる。政府においては、所得が低い人ほど負担感が大きくなる社会保険料の抑制に焦点を当て、負担の調整を行うとともに、子育て支援のさらなる充実、希望に応じた就労および所得の向上につながる取り組みなど、分厚い中間層の形成に向けた総合的政策を速やかに講じるべきである。

⁴ 日本国債の格付けは、G7の中ではイタリアに次いで低い水準にあり、例えば韓国よりも下位にある。現在はシングルAであり、投資家が厳しい姿勢でのぞむトリプルBの一手手前である。さらに下がりダブルBの投機的格付けとなると、機関投資家等が運用対象とする投資適格水準から外れることから、売却による金利上昇や新規購入の停止などの事態に陥る可能性がある。

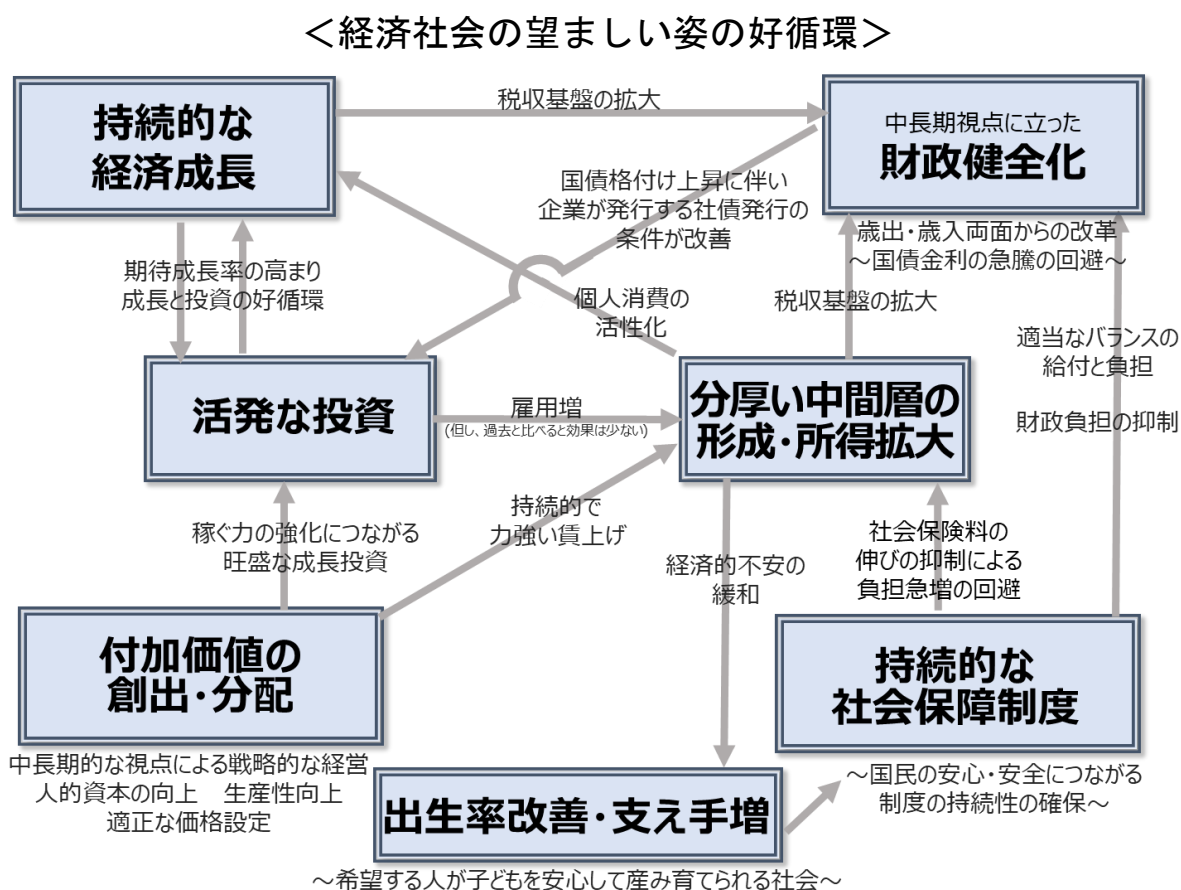
⁵ 2017年11月『財政健全化と経済成長の両立に向けた税財政のあり方～税制改革を中心に～』において、法人実効税率については、一律の引き下げ論にピリオドを打ち、的を絞った政策への重点化を主張してきた。また、2018年4月『財政健全化と経済成長の両立に向けた税財政のあり方～財政改革を中心に～』や2023年10月『中長期的な税財政のあり方に関する提言』等において、当時の前提条件をもとに財政健全化に必要な消費税率の水準を試算し提示した。

3. 持続的な経済成長

企業による中長期的な視点に立った研究開発や設備投資、人的資本等への投資は、企業の稼ぐ力の向上および付加価値の分配のみならず、わが国の持続的な成長において重要な役割を果たすことから、積極的に行っていくことが求められる。

将来を見据えた投資は経営者の判断によるところが大きいですが、人口減少や国際情勢の不確実性に直面する中、経済活力を牽引する効果が高い取り組みに的を絞り、税制面から重点的に後押しすることは有効であると考える。

企業においても、付加価値を創出する主体として、その果実をもってわが国の経済・財政・社会保障制度および社会・地域を支える役割⁶を担っていることを強く認識しなければならない。



⁶ 企業が社会・地域を支える役割の一側面として税金の納付がある。その主たる法人税について、当会は累次の提言にて、法人実効税率の一律の引き下げ論にピリオドを打ち、的を絞った政策への重点化を求めるとともに、2024年10月『社会保障を中心とする税財政に関する提言～財政健全化、経済成長、国民の安心を支える社会保障制度の確立に向けて～』では、国際競争力の確保、防衛費増額および子ども・子育て支援の財源における企業の負担などを鑑み、検討されることを期待したいとの認識を示している。

Ⅲ. 提言項目

※各提言項目について[]に実現すべき時間軸(短期・中長期)を記載

1. 財政の持続可能性を確保し、市場からの信認を維持させるための財政運営

【重点要望事項】

- 財政規律を強く意識した財政運営（補正予算編成における規律確保を含む）[短期]
- 財政健全化目標の達成（PBの一定の黒字幅の確保を含む）[短期]
- 独立財政機関の設置[短期]
- 医療・介護の給付費（対GDP比）に関する上限の設定[中長期]

（１）財政事情に対する適切かつ強い危機感を持ち、財政規律を重視すべき

わが国財政に対する市場からの信認が低下しないよう、政府は財政規律を強く意識した運営を行うべき⁷である。特に、コロナ禍を機に大規模化・常態化している補正予算編成における規律確保が重要である。

現在、政府が目標として掲げる「債務残高対GDP比のコロナ禍前の水準に向けた安定的な引き下げ」「2025～2026年度を通じた可能な限り早期のPB黒字化」の達成に加え、国債の利払い費を含めた財政収支を念頭に置き、PBの一定の黒字幅の確保を図っていくことが求められる。

一方で、昨今、消費減税を求める声が高まっているが、それについては、国債格下げのトリガーになるといった指摘がある他、2010年代前半の税と社会保障の一体改革において、社会保障の充実・安定化のために税率が引き上げられてきた経緯や、わが国が直面するマクロ的な状況に逆行しているとの議論にどうこたえるのか懸念があることから、その引き下げに関しては極めて慎重であるべきことは論をまたない。時限的な消費減税を唱える意見もあるが、一度引き下げた水準をもとに戻すことに大きな困難を伴うため、極めて慎重に考えられるべきである。

むしろ中長期的には、社会保障給付のさらなる増大およびそれに伴う国庫負担の拡大が見込まれる中、その財源をどこに求めるかという検討において、本来は消費税率の引き上げが選択肢となることは避けられないとみられることを常に念頭に置く必要がある。

<要望項目>

- 財政規律を強く意識した財政運営（補正予算編成における規律確保を含む）[短期]
- 財政健全化目標の達成（PBの一定の黒字幅の確保を含む）[短期]
- 消費減税に関する極めて慎重な検討および中長期的な消費税率の引き上げが選択肢となることは避けられないとみられることを常に念頭に置いた検討[短期]

⁷ 南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模自然災害といった有事における対応のためにも財政余力の確保は重要である。

(2) 財政ガバナンスを強化する仕組みを導入すべき

財政の持続可能性の向上にあたっては、ガバナンス強化と規律の確保が重要である。そのためには、恣意性を排除し現実的な試算をふまえた経済財政運営が求められる。具体的には、かねてより当会が主張しているところであるが、財政運営や予算編成の信頼性・透明性を高めるために、独立財政機関を設置すべき⁸と考える。客観的・中立的な立場で、経済・財政・社会保障に関する中長期予測や政府が掲げる財政計画の評価、財政の持続可能性の分析などの役割が求められる（詳細は巻末資料8を参照）。独立財政機関によるこうした試算は、政府および国会における検討の重要な前提として活用されることが期待される。なお、OECD加盟38カ国の内29カ国で設置されておりG7の中で日本だけが未設置となっている。こうしたことから、独立財政機関を早急に設置することが望まれる。

また、財政規律を高めるために、新たな財政措置を導入する際、同時に財源を決めるペイ・アズ・ユー・ゴー原則を重視する方針⁹を明示すべきである。さらに、政府が掲げる財政健全化目標や財政規律の仕組みを法的に担保する「財政健全化基本法（仮称）」の制定¹⁰が求められる。あわせて、健全な財政構造の構築にあたっては、国民の理解が欠かせないことから、税財政制度や財政状況に関する正しい認識が広がるように、教育機会の創出や情報発信¹¹の強化を図るべきである。

<要望項目>

- 独立財政機関の設置〔短期〕
- ペイ・アズ・ユー・ゴー原則を重視する方針の明示〔短期〕
- 財政健全化目標や財政規律の仕組みを法的に担保する「財政健全化基本法（仮称）」の制定
〔中長期〕
- 税財政に関する教育機会の創出や情報発信の強化〔短期〕

⁸ 当会は、経済・財政・社会保障に関する中長期予測および予測の途中段階と事後における評価・検証、政府が掲げる財政計画についての評価や財政の持続可能性に関する分析などの機能を担うべきと主張してきた。また、各党の公約の実現にあたっての財源の算出、財政等に与える影響に関する分析などを追加的に担うことも期待される。

⁹ 具体的な制度設計においては、交通インフラなど将来世代も直接的に便益を享受する施策を対象外とすることが求められる。

¹⁰ 1997年に、財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、財政構造改革の推進に関する国の責務、財政構造改革の当面の目標及び国の財政運営の当面の方針などを示した「財政構造改革の推進に関する特別措置法」が制定されたが、その翌年に同法案は施行を停止することになった。

¹¹ 情報発信について、現状においては政府による取り組みが求められるが、独立財政機関が設立された際は当該機関がその役割を担うことが期待される。

（３）社会保障給付費の伸びの抑制に向けた見直しを行うべき

高齢化等が進む中、医療・介護の給付が経済成長を上回るペースで増加した結果、公費や現役世代を中心に保険料負担の膨張をもたらしてきた。今後、医療・介護給付の対GDP比が拡大することが想定¹²されることをふまえると、給付費の伸びを経済成長の範囲内としていくことが必要となる。そのために、まずはGDPに対する医療・介護給付費の割合について上限を設定することが望ましい。そのうえで、制度の抜本的な見直しを検討すべき¹³であり、例えば、公的医療保険制度における包括払いのさらなる推進や、診療報酬の調整によって給付費の伸びを名目GDP成長率や雇用者報酬の伸びの範囲に留める仕組みの導入などが考えられる。

さらに、社会保障改革¹⁴を進めるにあたっては、いかに国民の共感を得ることができるかという視点が重要である。必要とされる程度に応じた給付という観点¹⁵から、公的医療保険では市販品類似薬の給付除外による適用範囲の適正化¹⁶、公的介護保険では要介護度が低い高齢者に対する利用限度額の引き下げや訪問介護における生活援助サービス等に関する給付の縮減などに取り組むべきである。

＜要望項目＞

[社会保障給付費の伸びを抑制する仕組みの導入]

- 医療・介護の給付費（対GDP比）に関する上限の設定〔中長期〕
- 上記をふまえた公的医療保険・公的介護保険制度の抜本的な見直しに向けた検討〔中長期〕
（公的医療保険制度における包括払いのさらなる推進、名目GDP成長率や雇用者報酬の伸びの範囲に医療の給付の伸びを留めるための仕組みなど）

[必要とされる程度に応じた給付のあり方の見直し]

- 公的医療保険の適用範囲の適正化（市販品類似薬など必要性の低いものを除外）〔短期〕
- 公的介護保険における要介護度が低い高齢者に対するサービスの見直し〔短期〕
（利用限度額の引き下げ、訪問介護における生活援助サービス等に関する給付の縮減）

¹² 2024年4月の内閣府による試算によると、医療・介護給付の対GDP比（現状投影ケース）は、2019年の8.2%から2040年に10.2%、2060年に13.3%と、その比率は拡大する見通しである。

¹³ 直近の2021年の国民医療費（45兆円）のうち、保険料と公費で全体の約88%が賄われているが自己負担は約12%（約5兆円）のみとなっている。自己負担について負担能力のあり方を中心に見直すことも重要ではあるが、医療費の歳入のうち自己負担では約12%しか賄われていないことに鑑みると、財政面での効果は限定的であること、また、大幅な自己負担増には限界があることから、給付費の伸びを抑制していくことが求められる。

¹⁴ 社会保障制度全般の改革のあり方については、2024年10月『社会保障を中心とする税財政に関する提言～財政健全化、経済成長、国民の安心を支える社会保障制度の確立に向けて～』において示している。

¹⁵ データ活用による、エビデンスにもとづく効果的な医療・介護へのインセンティブの強化という視点も極めて重要である。

¹⁶ セルフメディケーション税制の拡充や利便性向上、服用が長期にわたる患者は保険適用とするなどの措置などもあわせて検討が行われることが必要である。

2. 分厚い中間層の形成に向けた税制・社会保障制度の改革

【重点要望事項】

- 給付付き税額控除の導入(社会保険料軽減付き税額控除)および所得控除の見直し〔中長期〕
- 所得や税・社会保険料の負担・給付等に関する情報について、税務当局や自治体、社会保障を管轄する官庁等の関係機関が共通して活用できる情報インフラ整備〔中長期〕
- 税財政・社会保障の一体改革に向けて検討する協議体の創設〔短期〕

(1) 税と社会保険料の負担を一体的に調整する制度(社会保険料軽減付き税額控除)を導入すべき

分厚い中間層を形成し、その活力を高めるために、税と社会保険料を一体的に捉えた効果的かつ効率的な負担軽減策の導入が急務である。

中間層の可処分所得の増加と低所得者の中間層への押し上げに向けて、税と社会保険料の負担を一体的に調整する新たな制度として、給付付き税額控除¹⁷が求められる。具体的には、税額控除を行い、税額控除しきれない分を社会保険料から差し引く「社会保険料軽減付き税額控除」を導入すべきである。

その際、恒久的な財源確保が求められる。一部で拡大してきた所得控除¹⁸等が、高所得者に有利に働いていることなどをふまえ、その見直しによって捻出すべきである。「社会保険料軽減付き税額控除」の導入と所得控除等の見直しの組み合わせによって、高所得者と低中所得者における負担のリバランスを図ることが可能となると考える。(制度案[試算含む]については次ページおよび巻末資料5を参照)

<要望項目>

- 給付付き税額控除の導入(社会保険料軽減付き税額控除)および所得控除の見直し〔中長期〕

¹⁷ 給付付き税額控除について、諸外国では、消費税の逆進性緩和策や貧困対策、勤労促進、子育て支援、社会保険料負担軽減等を目的として導入されている。本提言では、基本的には、現役世代の中間層等(低中所得の勤労者)の負担の調整・軽減を図ることを念頭に置いており、現役世代向けの新たなセーフティネットとなることが期待される。なお、当会では、2018年4月『財政健全化と経済成長の両立に向けた税財政のあり方～財政改革を中心に～』や2019年10月『税制改革に向けた意見～健全で持続的な成長の実現に向けて～』等において、給付付き税額控除の導入を求めており、その後も継続的に提言を行っている。

¹⁸ 当会ではかねてより、現在の環境や価値観等をふまえたうえで、すべての所得控除が真に必要なか再検討すべき、また、所得控除方式から税額控除方式への転換を推進すべきとの考えを示している。

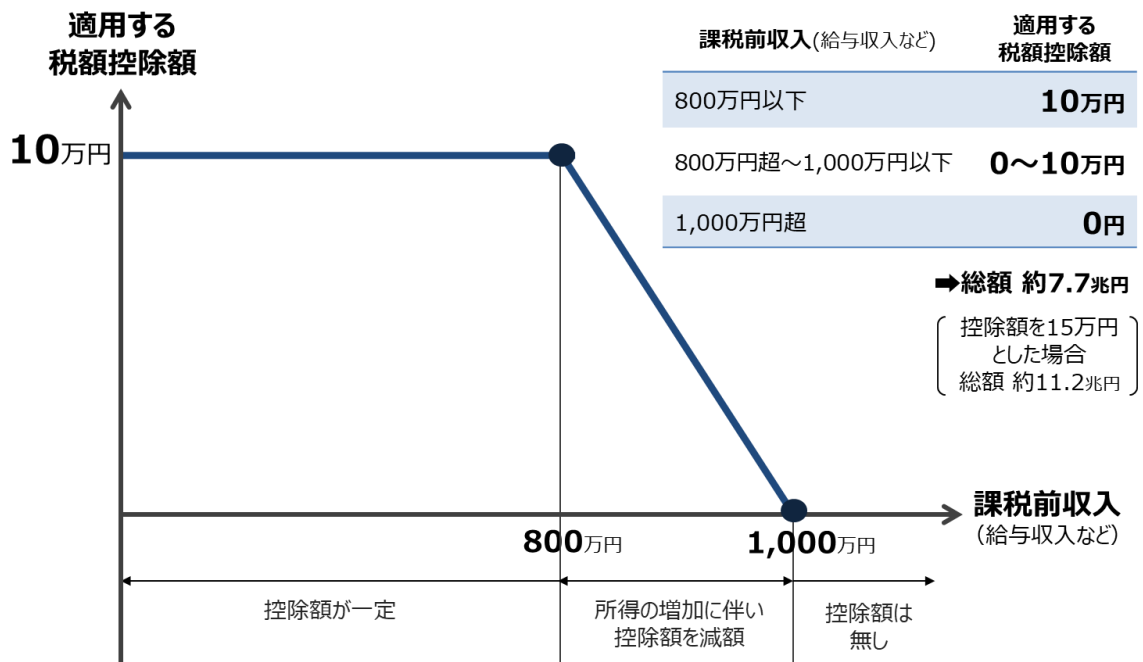
【制度案 概要】

一定程度の勤労などにより社会保険料を支払う低中所得者の負担軽減を目的に、給付付き税額控除の一類型である「社会保険料軽減付き税額控除」を導入する。一定条件のもと、給与収入などが800万円以下の個人に10万円の税額控除を適用したケースの試算は以下の通り。

＜前提条件＞

- ・ 所得税および個人住民税から最大10万円を控除する。但し、給与収入などが800万円を超えると、所得増に応じて控除額が逡減し、1,000万円超は控除額が無くなる。
- ・ 支払う税額が10万円に満たない場合、差額を社会保険料から差し引く。所得税・個人住民税・社会保険料の総額が10万円に満たない場合でも、現金還付は行わない。そのため、給与所得が低い者などの負担軽減は10万円に達しないことが想定される。
- ・ 控除額は世帯ではなく個人単位とする。
- ・ 資産性所得(利子所得・配当所得など)や保有資産は勘案しない。

→上記の制度案の実施にかかる総額は約7.7兆円



【想定される財源案（所得控除等の見直しによって捻出される額の概算）】

「社会保険料軽減付き税額控除」の導入にあたり必要となる財源は、所得控除等の見直しによって捻出されることが一案として考えられる。各所得控除等の見直しにより捻出される金額(各控除について全廃した場合の概算)は以下の通り。

〔給与所得控除・公的年金等控除など 約22.4兆円、社会保険料控除 約7.7兆円、基礎控除 約5.8兆円、配偶者控除・配偶者特別控除 約0.03兆円〕

※既存の所得控除等の見直しによる影響は、高所得者ほどではないが、低中所得者においても負担増となる。そのため、社会保険料軽減付き税額控除の導入と既存の所得控除等の見直しを同時に行う際、可処分所得の増加額は、適用される税額控除額から所得控除等の見直しによる負担増分を差し引いた額となることなどに留意が必要。

※本制度は現役世代の低中所得者の負担軽減を目的としたものであるが、高齢者等も適用対象となっている。例えば、税額控除の適用にあたり年齢制限等を設けた場合、必要となる総額は上記よりも少なくなる。

※上記の試算は、「日本家計パネル調査」(2023年度)の個票データを用いて、慶應義塾大学経済学部の土居丈朗教授がマイクロ・シミュレーションで分析した結果である。

（２）真に必要な人への給付にあたり求められる情報インフラを整備すべき

～正確かつ迅速な所得の把握および情報連携の仕組み～

各個人の所得等に応じたきめ細かな負担軽減策を行うためにも、情報インフラの基盤を整備すべきである。

近年、マイナンバー制度の浸透や自治体システムの標準化の進展が見受けられるが、この動きをさらに加速させ、正確かつ迅速に所得等を把握するとともに、所得や税・社会保険料の負担・給付等に関する情報について、税務当局や自治体、社会保障を管轄する官庁等の関係機関が共通して活用できる情報インフラ整備、いわば「ガバメント・データ・ハブ」¹⁹の構築に向けた大胆な予算措置、およびマイナンバー制度の利活用の拡大に関する法的拘束力を伴う制度設計²⁰に早急に取り組むべきである。その一環として、例えば、企業が各行政機関に提出する各種資料を民間提供のクラウドに保存し、各行政機関にそれへのアクセス権を付与する認定クラウド²¹の仕組みの拡充が考えられる。

こうした情報インフラの整備は、真に必要な人への効果的かつ迅速な給付にあたって不可欠であり、ひいては一律給付など効率的でない支出を回避することを通じて財政規律の確保への寄与も期待される。

<要望項目>

- 所得や税・社会保険料の負担・給付等に関する情報について、税務当局や自治体、社会保障を管轄する官庁等の関係機関が共通して活用できる情報インフラ整備〔中長期〕
（「ガバメント・データ・ハブ」の構築に向けた大胆な予算措置、およびマイナンバー制度の利活用の拡大に関する法的拘束力を伴う制度設計）

（３）応能負担の強化を通じた中間層の負担抑制につながる施策を実施すべき

年齢や所得の種類に関わらず支払い能力のある者がより多く負担する応能負担の強化は、中間層等における税・社会保険料の負担増大の抑制にあたっても重要と考える。

年金を受給する高齢者において、年齢および年金額に応じた額が所得から控除される公的年金等控除が適用される。税の垂直的公平の観点から、所得が一定以上の比較的ゆとりのある高齢者については、同控除の縮減や廃止を行うべき²²である。

¹⁹ 同構想については、東京財団の森信茂樹シニア政策オフィサーがかねてより掲げている（詳細は巻末資料６を参照）。迅速な所得の把握にあたっては、雇用主による給与等の支払い状況の月次での報告などが必要となる。そのため、新たな対応についての丁寧な説明や給与システム・年末調整システムの導入への補助などが求められる。

²⁰ 安全性や利便性に関する丁寧な情報発信を通じた国民の理解浸透を前提に、マイナンバーへの国民１人１口座の登録義務化など法的拘束力を伴う制度設計が期待される。

²¹ 国税庁告示で定める要件に適合することにつき、クラウドサービス事業者等が国税庁長官の認定を受けているクラウドサービス。現在、法定調書の提出に利用されている。

²² 公的年金等控除は、年金以外の所得（年間１,０００万円以下、および１,０００万円超～２,０００万円以下、２,０００万円超の場合）などに応じて控除額が異なる。現行制度において、所得が多いほど控除額が縮減されているが、これをさらに縮減および廃止すべきと考える。

また、公的医療保険・公的介護保険における標準報酬月額に上限が設けられているが、その引き上げに向けて等級追加時の基準を見直すべきである。

加えて、給与・年金以外の幅広い所得も含めた支払能力という観点から負担のあり方²³を見直していくことが求められる。まずは、後期高齢者医療制度等における公的医療保険・公的介護保険の保険料の算定、および70歳以上の窓口負担割合の判定にあたり、確定申告の有無によって金融所得の反映に差が生じる制度を見直すべきである。

<要望項目>

- 所得が一定以上の高齢者を対象とした公的年金等控除の縮減・廃止〔短期〕
- 公的医療保険・公的介護保険における標準報酬月額の上限引き上げ〔短期〕
(等級追加時の基準の見直し)
- 公的医療保険・公的介護保険における負担への金融所得の反映〔短期〕
(後期高齢者医療制度等における医療保険・介護保険の保険料の算定や70歳以上の窓口負担割合の判定にあたり確定申告の有無によって金融所得の反映に差が生じる制度の見直し)

(4) 希望に応じた就労および所得の向上につながる制度改革を行うべき

～働き方を含めライフコースの選択に中立的な制度の構築の観点から～

経済・社会構造の変化に伴って価値観が多様化していることなどから、ライフコースの選択に中立な税・社会保障制度の構築が求められる。

また、個人における学び直しを支援するために、失業・休業中に学び直しをする場合、転職後の収入から複数年にわたってその費用を控除できる「能力開発控除(仮称)」を創設すべきである。成長分野における雇用者や高度な専門性を身に着けたアドバンスト・エッセンシャルワーカーの拡大という観点においても重要と考えられる。

また、現行の退職所得控除制度を勤続年数に関連付けない制度に改め、個人の選択による労働移動を抑制することのないようにすべきである。その際、影響を最小限に留めるよう経過措置も併せて検討される必要がある。

パートタイム労働者等における就労調整の一因となっている社会保険における「年収の壁」²⁴については、世帯所得の向上につなげていくという観点からも抜本的な見直しを行うことが求められる。具体的には、

²³ 高所得者層において、金融所得が所得全体に占める割合が高いことから、合計所得金額が1億円超になると所得税の負担率が低下している。そのため、金融所得課税の税率の水準や課税方式の望ましいあり方も含めて検討を深めていくことに加え、本年より実施される「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」の対象者の拡大等に向けた議論が期待される。

²⁴ 第3号被保険者が関係する、社会保険における年収の壁は、保険料の支払いが新たに発生することで手取りの逆転現象が生じるため、就労調整の一因となっている。なお、昨今の賃上げによる影響については、従業員51人以上の企業などで働く者が直面する「106万円の壁」では、賃金要件が撤廃される予定であり、賃上げを理由とした就労調整はなくなる見込みである。一方、従業員50人未満の企業などで働く者が直面する「130万円の壁」では、賃上げにより保険料負担が発生する額に達しやすくなるため、引き続き就労調整の要因となる可能性がある。

被用者保険の適用拡大や就労の促進を通じて第2号被保険者を増やしつつ、第3号被保険者²⁵制度を段階的に廃止すべき²⁶である。その際、第2号被保険者に該当しない者については、第1号被保険者として負担を求めることを検討すべきである。なお、第3号被保険者の廃止までに時間がかかる場合は、経過措置として、手取りの逆転現象による就労控えをなくすために、壁を越えて働く人に対して、可処分所得が増えるように社会保険料負担を補填する制度の導入が期待される。(制度の詳細について巻末資料7を参照)

<要望項目>

- 個人が失業・休業中に学び直しをする場合に、転職後の収入から複数年にわたってその費用を控除できる「能力開発控除(仮称)」の創設〔短期〕
- 退職金における勤続年数20年以上で退職所得控除額が優遇される仕組みの見直し〔短期〕
(勤続年数に関連付けない仕組みの導入)
- 「年収の壁」の抜本的見直しに向けた第3号被保険者制度の廃止および経過措置として手取りの逆転現象による就労控えをなくすために社会保険料負担を補填する制度の導入〔中長期〕
(被用者保険の適用拡大などを通じた第2号被保険者の増加、および第1号被保険者における低所得者や出産・育児や介護を理由に働けない方への配慮)

(5) 資産形成の後押しおよび子育てを支援するための施策を実施すべき

資産形成における自助努力を後押しすべく、かつ、インフレや賃金上昇をふまえるならば、企業型DC²⁷(企業型確定拠出年金)およびiDeCo(個人型確定拠出年金)の拠出限度額を撤廃または倍額程度へ拡大すべきである。加えて、中長期的な資産形成が可能となる従業員持株制度において企業が拠出する奨励金の非課税化、および従業員が受け取るインカムゲインに対する課税の低税率化について検討すべきである。こうした安定した資産形成は将来の経済的不安の緩和や経済の活性化にも寄与すると考えられる。

また、分厚い中間層の形成にあたり、特に子育て世帯は経済的・物理的に負担が大きいことから支援が求められる。家事・育児関連サービスの利用料に関する税額控除の導入に加えて、子育て世帯を対象とした住宅ローン控除の上乗せの延長および、子育てのための資産形成につながる

²⁵ 夫婦共働きや単身世帯の増加等の社会構造の変化などを受け、第3号被保険者制度の適用人数は制度創設時である1980年代半ばの約1,093万人から、2023年度末には約686万人へと4割弱も減少している。

²⁶ 現行の減免制度により低所得者に過度な負担を強いないようにするとともに、出産・育児、介護などの事情で働けない者への配慮をあわせて行うことが求められる。

²⁷ 企業型DCは、従業員が自ら運用を判断できる点や転職時に年金資産を持ち運べる(ポータビリティ)の点で優れていることから、各企業の判断で企業型DBからの移行を進めやすい環境の整備が求められる。移行時に積み立て不足の一括償却に伴い一時的な特別損失が発生する可能性があるため、会計への影響を抑える観点から、分割償却を認めるなど会計処理の柔軟化が望まれる。

NISA つみたて投資枠における対象年齢(18 歳以上)の引き下げを求める。

さらに、社会全体で子育てを支援²⁸していく観点から、企業による独自の取り組みを後押しすべく、フリンジベネフィットの対象範囲の拡充（企業が従業員に対して行う育児休業における給与保証[1ヶ月分]、育児や子供の教育関連費用への手当など）が望まれる。加えて、企業が負担する「子ども・子育て拠出金²⁹」について、厚生労働大臣による「くるみん認定」の取得有無等を基準として料率を加減算する仕組みを導入すべきである。

<要望項目>

[資産形成の後押し]

- 企業型DCおよびiDeCoの拠出限度額の撤廃または倍額程度への拡大〔短期〕
- 従業員持株制度において企業が拠出する奨励金の非課税化および従業員が受け取るインカムゲインに対する課税の低税率化〔短期〕

[子育て支援]

- 子育て世帯の家事・育児関連サービス利用料の税額控除の導入〔短期〕
- 子育て世帯を対象とした住宅ローン控除の上乗せの延長〔短期〕
- NISA つみたて投資枠における対象年齢の引き下げ〔短期〕
- フリンジベネフィットの対象範囲の拡充〔短期〕
- 「子ども・子育て拠出金」の料率を加減算する仕組みの導入〔短期〕

(6) 税財政・社会保障の一体改革に向けて検討する協議体を創設すべき

国家や国民生活の根幹を成す税財政や社会保障のあり方は、中長期的な視点かつ一体的に検討がなされるべきである。2010 年代初頭に行われた、社会保障の充実・安定化およびそのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指した「社会保障と税の一体改革」では、党派を超えた協議に加えて国民会議（「社会保障制度改革国民会議」）が重要な役割を果たした。

関連する分野に精通する有識者や与野党議員、関係省庁等が参画し、現状の認識や将来の動向を共有し、今後深刻化することが想定される課題の抜本的な解決に向けたグランドデザインを描く協議体を創設すべきである。協議体におけるオープンな議論を適宜分かりやすい形で発信することを通じて、国民一人ひとりの理解浸透、および議論の喚起、合意形成の土台となることが期待される。

<要望項目>

- 税財政・社会保障の一体改革に向けて検討する協議体の創設〔短期〕

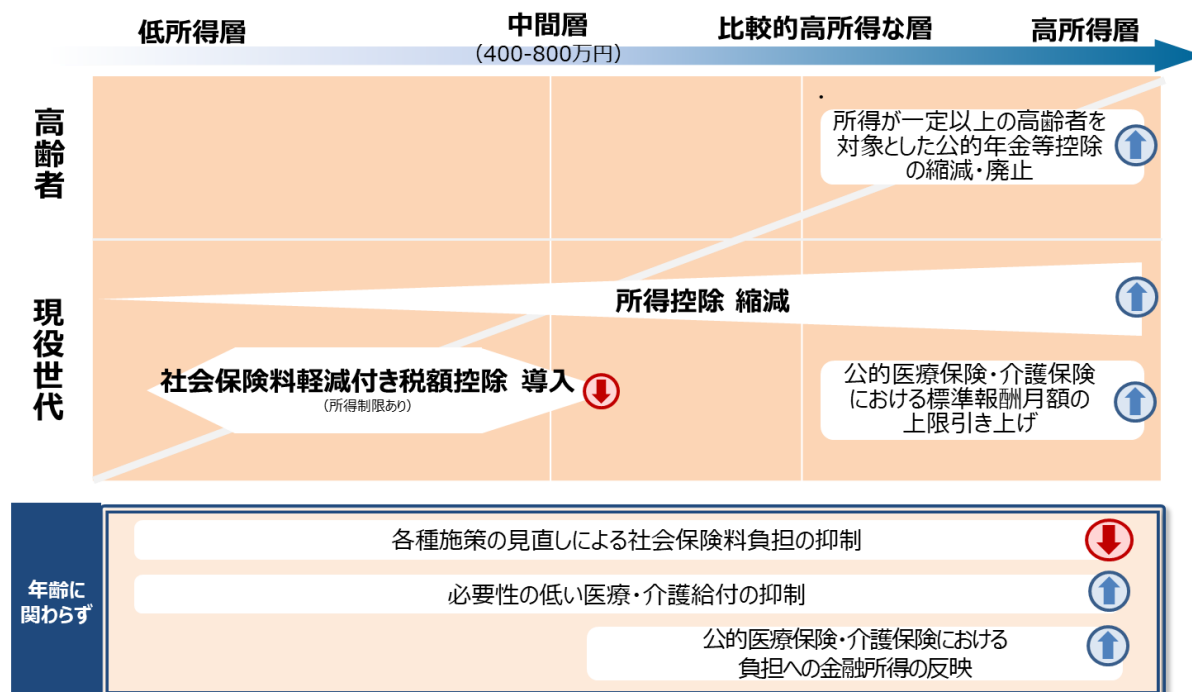
²⁸ 少子化対策としては、すでに結婚している、また子どもがいる方に加え、結婚を希望する方も含めた重層的な取り組みが重要との指摘がある。

²⁹ 当会のこども・子育て政策の財源に関する見解については、2023 年 10 月『中長期的な税財政に関する提言～財政健全化と経済成長の両立に向けた国の責任と企業の役割～』を参照。

応能負担の強化等を通じた受益と負担の再構築のイメージ（所得・世代別）

税と社会保険料を一体的に捉えて、応能負担の強化等の観点から総合的な見直しを行い、特に現役世代の中間層等に手厚い制度にしていく。

以下図の矢印は増減をイメージ（は負担減・給付増、は負担増・給付減）



○社会保障制度に関して議論が深まることを期待したい項目

【後期高齢者医療制度】

- 後期高齢者医療制度の給付は、高齢化³⁰等に伴い今後も増大が見込まれる。その財源の約4割が、健康保険組合や国民健康保険などからの「後期高齢者医療制度支援金」で賄われており、現役世代を中心とした負担³¹に依拠している。制度開始から20年弱が経過するなか、現役世代の負担が大きくなっている支援金に代わる、全国民が広く負担する税方式の導入なども視野に入れた制度の見直しが期待される。

【人生の最終段階における医療】

- 高齢者を中心とした人生の最終段階における医療については、患者本人の意思の尊重をベースに、生活の質の向上や尊厳ある生き方を

³⁰ 高齢化社会において、意欲や能力、体力がある高齢者の就労は重要であり、本人の所得や健康の向上のみならず社会保障制度の支え手の拡大にもつながる。高齢者の就労を阻む各種制度については、特に低中所得者の観点から総合的な見直しが求められる。

³¹ 昨今では、同支援金の負担増などによって財政状況が悪化し解散に至る健保組合も出てきている。

支えることを基軸³²として考えられるべきである。今後、治療方針を前もって自身で考えることや家族間で話し合いを後押しするACP³³ (Advance Care Planning) のさらなる啓発、およびマイナンバーカードの活用などを通じて治療方針に関する意思表示をしやすくするといった環境整備³⁴が求められる。また、給付の現状に関する客観的なデータの公表を通じて、自己負担のあり方などについて議論が深まることを期待したい。

【医療・介護サービスの持続可能な提供体制】

- 社会保障制度の受益と負担の見直しにあたって、国民の安心と共感が前提であり、その観点においては、医療・介護サービスの持続可能な提供体制に向けた見直し³⁵が重要となる。日常生活における健康指導・相談などをより円滑に行うためにプライマリ・ケアを担うかかりつけ医の制度整備をはじめ、医療の機能分化と介護を含めた連携、医師の偏在対策、DXの推進による生産性向上およびそれに合わせた制度の見直し(介護の人員配置基準の柔軟化)のさらなる推進が求められる。

³² 厚生労働省の委託調査（2023年12月『人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査 報告書』）によると、病気で治る見込みがなく、およそ1年以内に徐々にあるいは急に死に至ると考えたとき、口から栄養をとれなくなった場合に胃ろうを望まないと回答した一般国民は63.3%（わからないは26.0%）となっている。生命維持のための治療が行われることでむしろ生活の質を引き下げているケースもあると思われる。本人の意思が明確でない中で、自ら食事を摂ることができなくなった方に対して、人為的な栄養補給などを通じて延命することが良いかは難しい判断と言える。

³³ ACPは、将来の変化に備え、医療及びケアについて、本人を主体に、その家族や近い人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取り組みをさす。

³⁴ 患者やその家族などが今後の治療の選択肢について医師から説明を受けた際、希望に沿った内容とはどのような見定めが難しい中で判断が迫られることが想定される。治療内容を決断する際は、専門医に加えて、日頃から信頼を寄せる医療従事者の視点も極めて重要な要素になると考えられることから、プライマリ・ケアを担うかかりつけ医の制度整備の重要性は高いと考える。

³⁵ 政策立案にあたってはデータの利活用およびそれに基づく適切なりソースの配分が求められる。

3. 企業の成長力強化および地域活性化に向けた税制改正

(1) 企業の成長力強化に向けた後押しを行うべき

企業の中長期的な視点に立った研究開発や設備投資、人的資本への投資は、自社の成長のみならず、わが国の持続的な成長において重要な役割を果たす。そのため、経済活力を牽引する効果が高い取り組みに的を絞り、税制面から重点的に後押しする政策³⁶が求められる。その観点から以下の通り要望する。

研究開発税制および中小企業技術基盤強化税制の適用期限を延長すべきである。そして、研究開発税制については、戦略技術領域における上乗せ措置、および税額控除の限度超過額の繰越制度の導入、大学等との共同・委託研究時の手続きの合理化（提出資料や第三者監査の簡素化）を図ることが望まれる。さらに、国内投資の拡大に向けて、高付加価値化につながる大胆な設備投資を後押しする税制³⁷を創設するとともに、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制を延長すべきである。

加えて、大企業からスタートアップへの出資を加速するために、オープンイノベーション促進税制の延長に加え、スタートアップの多様なニーズに応えられるよう、大企業からの出資要件の1千万円（現行1億円以上）への引き下げや適用対象への合同会社の追加、法人以外の者が3分の1超の株式を有しているとするスタートアップ企業要件の緩和、出資したスタートアップが解散した際に損金算入された分を全額益金算入しなければならない措置の見直し（出資比率が一定以下の場合に限る）を図るべきである。

また、企業は、中長期的な視点に立った戦略的な経営のもとで企業価値を向上させることが重要であることから、その実践にあたっては、株式を長期で保有する安定的な株主の存在が大きな支えとなる。そのため、長期保有株主に対する税制優遇措置を設けるべきであり、例えば、譲渡制限付種類株式等におけるキャピタルゲインに関する低税率化などが考えられる。

³⁶ 租税特別措置については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」にもとづく適用実態調査などの結果をふまえ、よりの的を絞った政策に重点を置くべきである。

³⁷ 投資額の一定割合を法人税額から差し引く税額控除や取得した資産の全額を初年度に一括して経費算入できる即時償却等が求められる。

＜要望項目＞

- 研究開発税制と中小企業技術基盤強化税制の適用期限の延長、および戦略技術領域における上乗せ措置、税額控除の限度超過額の繰越制度の導入、大学等との共同・委託研究時の手続きの合理化（提出資料や第三者監査の簡素化）〔短期〕
- 高付加価値化につながる大胆な設備投資を後押しする税制の創設〔短期〕
- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の延長〔短期〕
- オープンイノベーション促進税制の延長、および出資要件の1千万円への引き下げ、適用対象への合同会社の追加、法人以外の者が3分の1超の株式を有しているとするスタートアップ企業要件の緩和、出資したスタートアップが解散した際に損金算入された分を全額益金算入しなければならない措置の見直し（出資比率が一定以下の場合に限る）〔短期〕
- 長期保有株主に対する税制優遇措置（譲渡制限付種類株式等におけるキャピタルゲインに関する低税率化）〔短期〕

（２）地域の活性化に向けた後押しを行うべき

多様なステークホルダーへの分配という観点から、企業による地域の地域社会に対する継続的かつより積極的な取り組みへの後押しが求められる。その観点から以下の通り要望する。

企業版ふるさと納税³⁸について、地方法人課税における偏在是正の取り組みなどによって、地方税の法人住民税と法人事業税における控除額が上限に達しやすくなっている。寄附額の最大9割の負担軽減が適用されるよう、国税の法人税における控除額を拡大すべく、現在の基準³⁹の見直しが求められる。

また、企業が拠点の全部または一部を東京23区から地方への移転や地方の拠点強化を行った場合に、都道府県の認定を得たうえで税額控除等を受けることができる地方拠点強化税制を延長すべきである。

昨年6月の国家戦略特区諮問会議において、金融・資産運用特区実現パッケージが公表され、大阪が金融・資産運用特区に指定された。大阪・関西における国際金融都市の実現に向けては、当該特区を活かした、金融市場の活性化、および金融分野等の高度外国人材の活躍、投資促進につながる有力な民間事業者等の事業環境整備が必要である。その一環として、金融系外国企業等に係る法人税（国税）の軽減措置、および金融商品に係る所得課税の損益通算範囲の拡大（デリバティブ取引の追加）に取り

³⁸ 法人住民税および法人事業税、法人税から控除される形で寄附額の最大9割の負担が軽減されるが、各税において上限基準が設けられている。

³⁹ 国税の法人税に関する現行の基準の上限は寄附額の1割および法人税額の5%となっている。

組むべきである。

地方税については、公的サービスの費用負担、税負担の公平性の確保、応益課税の明確化や税収の偏在是正等の観点にもとづき、検討を深めることが不可欠である。その一環として、預金者の住所地に関わらず金融機関の支店・営業所が所在する都道府県に納付がなされている個人住民税の利子割について、インターネット銀行の伸長等による税収の偏りを是正するための見直しが求められる。

<要望項目>

- 企業版ふるさと納税における法人税分の上限基準の見直し（寄附額の1割および法人税額の5%の引き上げ）〔短期〕
- 地方拠点強化税制の延長〔短期〕
- 国際金融都市機能強化につながる税制支援〔短期〕
（金融系外国企業等に係る法人税〔国税〕の軽減措置および金融商品に係る所得課税の損益通算範囲の拡大〔デリバティブ取引の追加〕）
- 個人住民税（都道府県民税利子割）の税収帰属の適正化〔短期〕

IV. おわりに

わが国における経済社会構造が変化するなかで、税財政・社会保障の分野で現行制度を維持し続けることはもはや困難である。国の将来像を見据えながら、見直しに向けた道筋を明らかにしつつ、果敢かつ迅速に実行していかなければならない。その際、国民生活に広く関わるため、透明性を確保しながら、優先順位と実現可能性を勘案し、時間軸を意識しながら取り組む必要がある。

本提言では、「中長期的視点に立った財政健全化」「分厚い中間層の形成」「持続的な経済成長」の同時達成に向け、理論的整合性と現実的妥当性の観点から、優先的に取り組むべき政策を示した。

政府においては、自律的な経済成長と分配の好循環を実現していくとともに、社会保障制度の改革を含む財政健全化に向けた強い姿勢を国内外に示すことを期待したい。

引き続き、企業においては、付加価値を創出する主体として、研究開発やイノベーションの創出などを通じて経済活動を牽引するとともに、分厚い中間層の形成に向けて、従業員の所得向上や人材育成への投資により積極的に取り組まなければならない。雇用機会の維持・創出、賃金・配当等の原資となる付加価値の創造、および税・社会保険料の担い手といった多様な側面から「社会の公器」としての役割を果たしていく。

以 上

参考資料

参考 1 : 現状認識

(歳出の拡大・増える社会保障費、現役世代をとりまく厳しい現状)

参考 2 : 政策論議において求められるポイント

参考 3 : 税財政・社会保障において注目されるテーマに関する 当会の課題認識

参考 4 : 分厚い中間層の形成に向けた考え方

参考 5 : 社会保険料軽減付き税額控除 制度案

参考 6 : 「ガバメント・データ・ハブ」による税(所得情報)と 社会保障給付の連携イメージ

※東京財団の森信茂樹シニア政策オフィサーによる案

参考 7 : 手取りの逆転現象による就労控えをなくすための 手当てに関する制度設計案

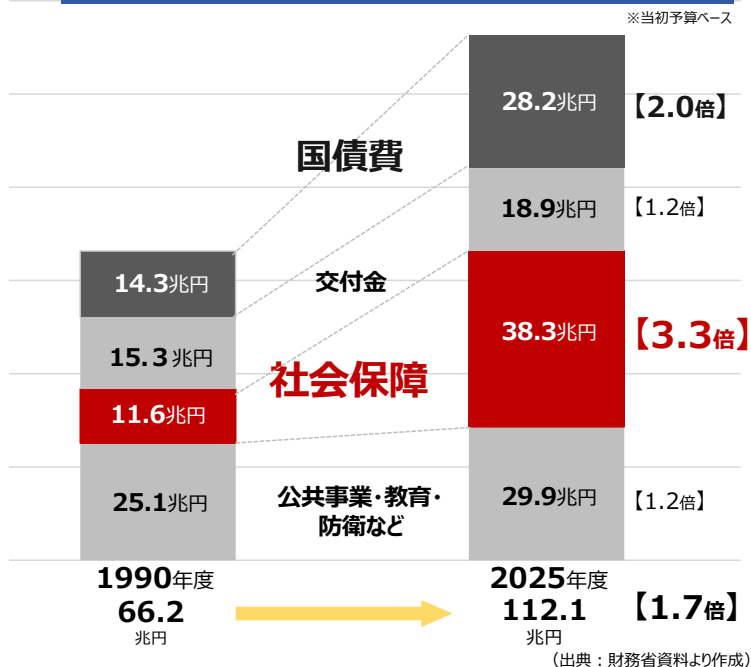
参考 8 : 独立財政機関に関する提言 概要 (2022 年 8 月 関経連公表)

参考 9 : 財政に関する当会の考え

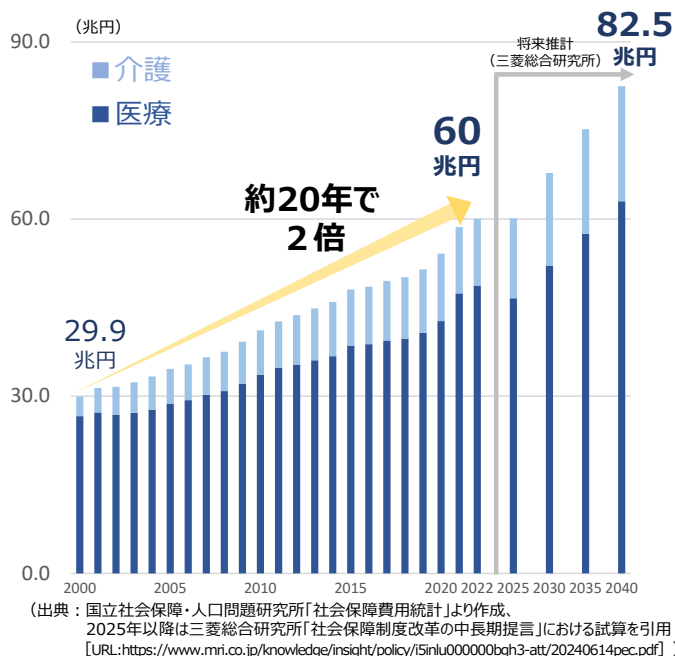
(財政健全化が必要な理由、財政健全化を進めるために必要な方策)

- わが国の歳出はここ35年間で1.7倍に増加、押上げの主な要因は3.3倍になった社会保障関係費。そのほか、利払い費や防衛費などの増加が想定されることから、歳出拡大の圧力はさらに高まる。
- 特に、医療・介護の給付費は約20年で2倍に増大。今後も高齢化等の進展に伴い拡大が想定される。従来の上までは、現役世代のうち特に低中所得層への負担が相対的に大きい社会保険料がさらに増加することが見込まれる。

国の歳出の変化



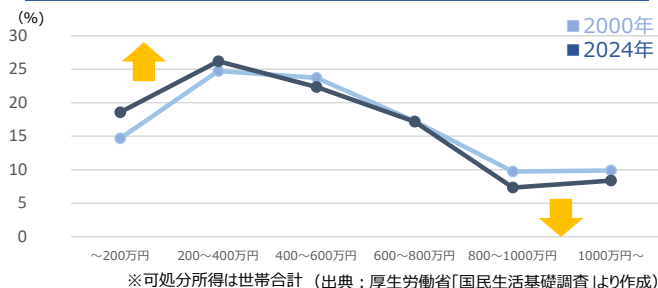
医療・介護の給付費の推移



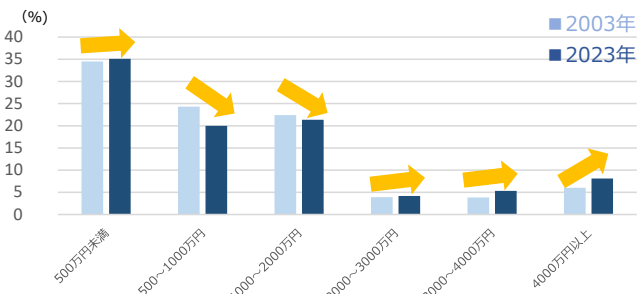
参考 1 - 2 : 現状認識 (現役世代をとりまく厳しい現状)

- 可処分所得(世帯主が65歳未満の世帯)は全体として下方へのシフトがみられる。また、資産保有は二極化が進展(500万円未満および2000万円以上が増加)。
- 収入が伸び悩む中で社会保険料の負担は増加(1.4倍)。根強い物価高を背景に実質賃金は概ねマイナスで推移しており、現役世代をとりまく状況は厳しい。

世帯主が65歳未満の世帯 可処分所得別 世帯数割合



2人以上の世帯のうち勤労者世帯 資産別 世帯数割合

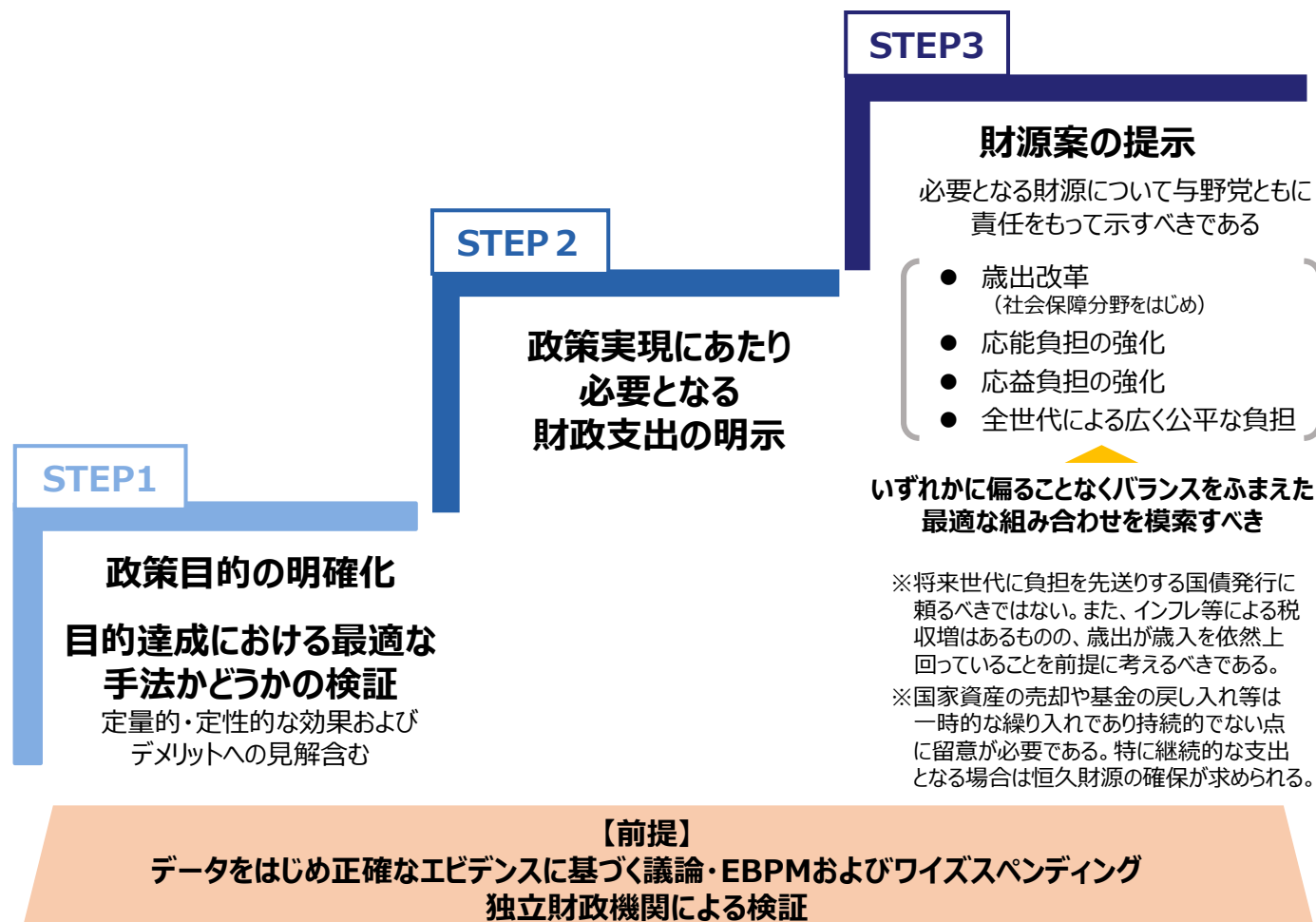


2人以上の世帯のうち勤労者世帯 収入と社会保険料・税負担の変化

	2000年	2024年
勤め先収入 (世帯主・配偶者ほか)	631.6万円	697.3万円
社会保険料	57.5万円	82.8万円
直接税	48.1万円	53.4万円

※勤め先収入について、世帯主収入は横ばいで、配偶者収入の押上げが寄与

(出典：総務省「家計調査」より作成)

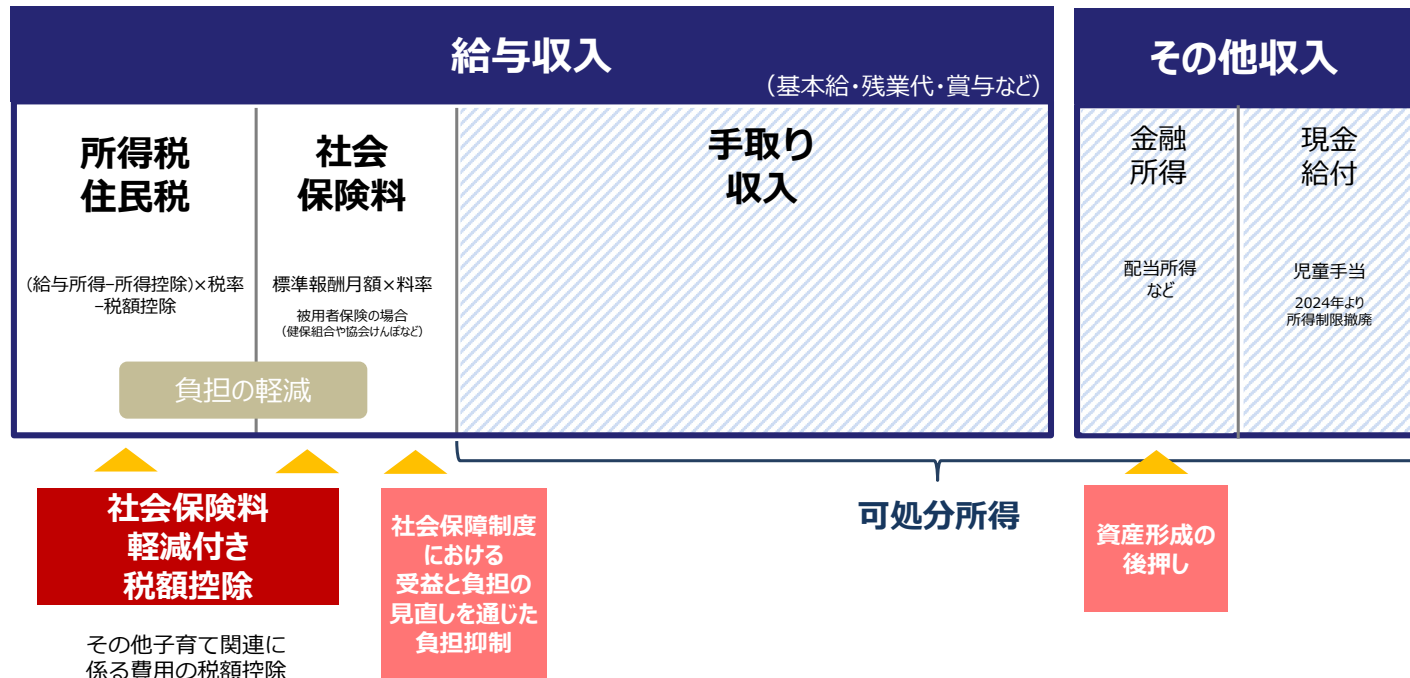


消費減税	・ 国債格下げのトリガーになるといった指摘がある他、税と社会保障の一体改革において、社会保障の充実・安定化のために税率が引き上げられてきた経緯等をふまえると、引き下げに関しては極めて慎重であるべきことは論をまたない。時限的な消費減税を唱える意見もあるが、一度引き下げた水準をもとに戻すことに大きな困難を伴うため、極めて慎重に考えられるべきである。 ・ 収入に占める食料品など消費支出の割合が比較的大きい低所得者にとって恩恵があるとの指摘もあるが、高所得者ほど消費額が多いため、消費減税によって恩恵を受ける額は高所得者の方が大きい。 ・ 食料品の軽減税率を0%にした場合は約4.8兆円、消費税率全体を5%に軽減した場合は約15.3兆円の税収減となる。
基礎控除引き上げ	・ 基礎控除は所得控除であるため、その引き上げは高所得者ほど負担軽減効果が大きくなる。また、すでに所得が課税最低限に満たない者には全く効果が無い。なお、このたび基礎控除の引き上げとともに、収入階層に応じた上乘せ措置が導入されたが、基礎控除の趣旨が不明確になるとともに複雑な仕組みとなっている。 ・ 当初の103万円から178万円に引き上げる場合、国と地方において約7.6兆円の税収減となる。
給付付き税額控除	・ 諸外国では、消費税の逆進性緩和策や貧困対策、勤労促進、子育て支援、社会保険料負担軽減等を目的として導入されている。 ・ 当会では、中間層の可処分所得の増加と低所得者の中間層への押し上げに向けて、税額控除を行い、税額控除しきれない分を社会保険料から差し引く「社会保険料軽減付き税額控除」を導入すべきと考える。
財政健全化目標	・ コロナ禍のような緊急事態が生じた際は柔軟に考えなければならないが、国として掲げた財政健全化目標は本来達成すべきものであり、再三延期してきたこれまでの状況は望ましくない。 ・ 現在目標として掲げる「債務残高対GDP比のコロナ禍前の水準に向けた安定的な引き下げ」「2025～2026年度を通じた可能な限り早期のPB黒字化」の達成に加え、国債の利払い費を含めた財政収支を念頭に置き、PBの一定の黒字幅の確保を図っていくことが求められる。

- 分厚い中間層の形成に向けて、賃上げのみならず、以下斜線部の可処分所得を増やすために、社会保険料軽減付き税額控除の導入や社会保障における受益と負担の見直しを通じた、所得税や社会保険料などの負担軽減とともに、資産形成の後押しによる金融所得の向上が重要。

※中間層について、ライフイベントに掛かる出費の負担が重くなる事態に直面する・今後そうなりうる者のうち、若手・中堅社員層を念頭に置き、当会の提言では、約400～800万円の世帯所得の層を想定する。但し、子どもの有無や居住地等によって生活のゆとりの程度は大きく異なることに留意は必要である。

所得の内訳と可処分所得増に向けた方策

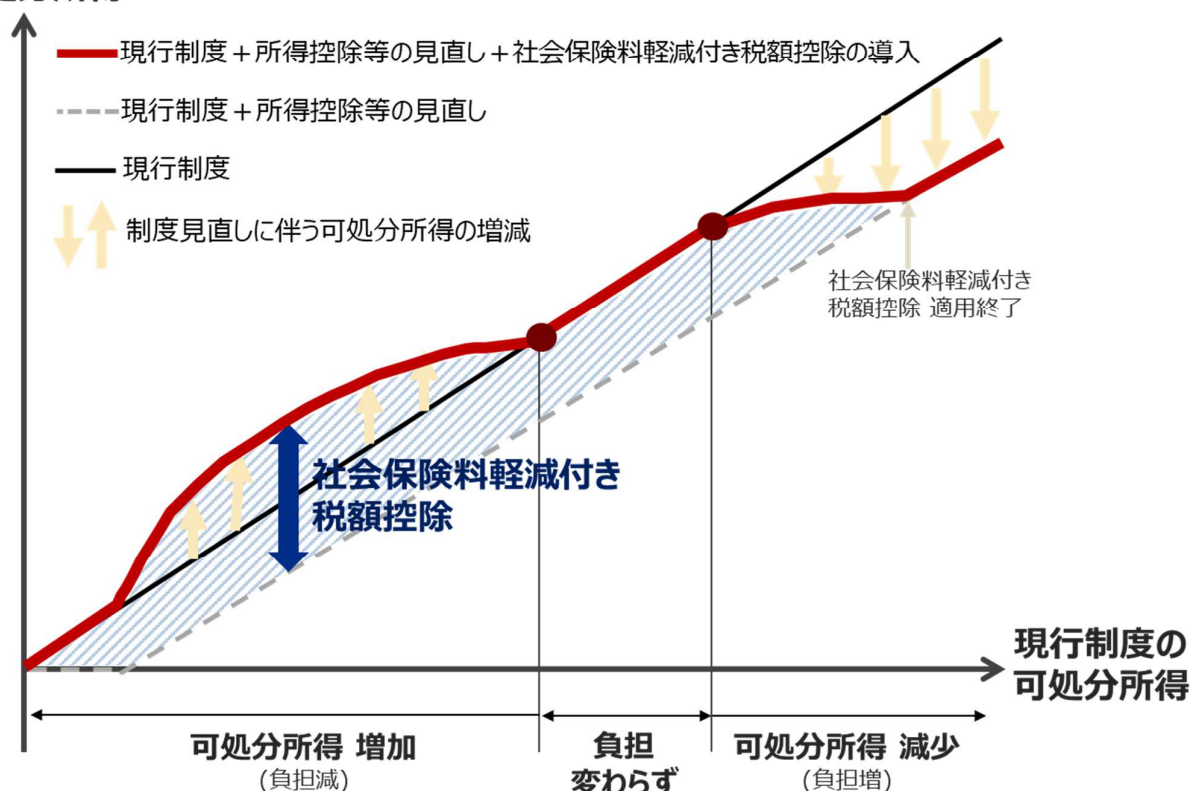


参考 5 - 1 : 社会保険料軽減付き税額控除 制度案

社会保険料軽減付き税額控除の導入および所得控除等の見直しによる可処分所得の増減イメージ

制度見直し後
可処分所得

※適用する控除額や対象などによって以下は異なるが望ましいイメージの一例として記載



■ 執行面について

各個人は、税および社会保険料を支払うが、年末調整および確定申告にて、所得税および個人住民税から税額控除しきれない場合、差額を社会保険料から差し引く。執行にあたって以下が想定されるが、必要となる具体的な対応については、詳細な検討が求められる。

【給与所得者の場合】

- ・ 年 1 回の年末調整で実施。
- ・ 自治体は「給与支払報告書」等に基づき、個人が支払った年間の社会保険料総額を把握。
税務当局は、「給与所得の源泉徴収票」等に基づき、個人が支払った年間の社会保険料総額を把握。
(給与所得の源泉徴収票の税務当局への提出は、主に年収が500万円超の者等に限られていたが、2027年からは、地方公共団体に提出された給与支払報告書のデータがeLTAXを通じて国税当局に共有される予定であり、より幅広い者の情報把握が可能になる予定)
- ・ 社会保険料分の還付にあたっては、企業が立て替えて個人に支払いをし、税務当局に請求する形をとる。
- ・ 個人住民税については前年度所得を用いる。

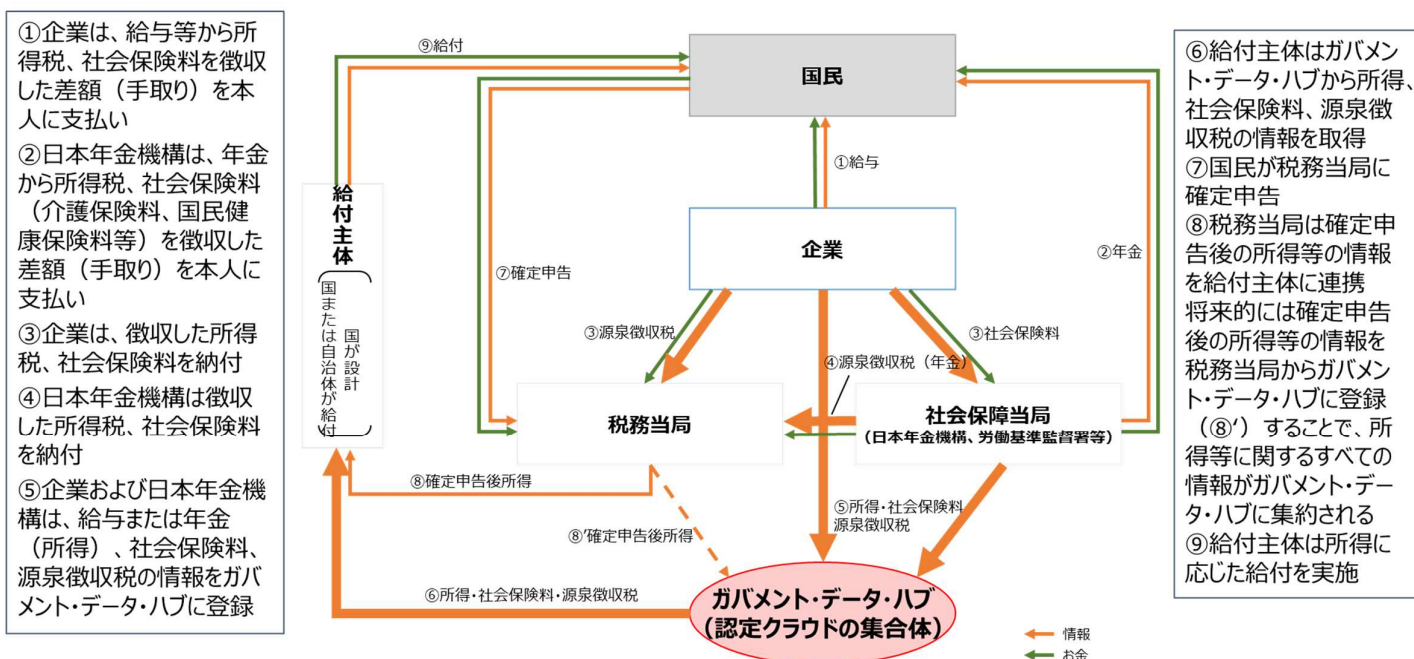
【自営業者などの場合】

- ・ 年 1 回の確定申告で実施。
- ・ 確定申告書に社会保険料控除に関する情報を記載する必要があるため、自治体および税務当局は、個人が支払った年間の社会保険料総額を把握。不正を防ぐために、国民年金保険料の控除証明書の添付を条件とする。
(但し、国民健康保険料の納付証明書は現在発行されていない)
- ・ 社会保険料分の還付にあたっては、現行制度に則り、税務当局が個人の指定口座に振り込む。

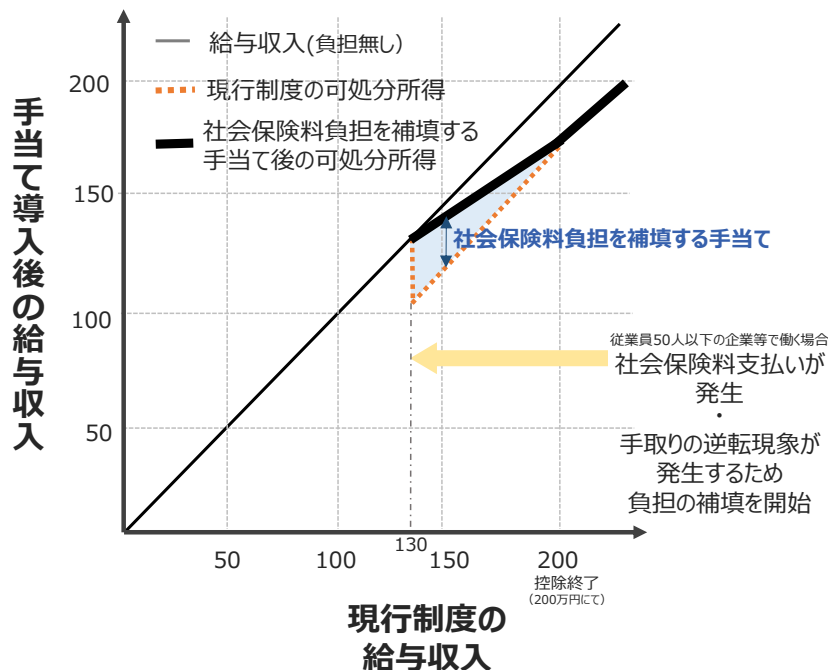
※所得税と個人住民税、社会保険料についてはそれぞれ課税ベース・賦課対象など支払額算出にあたっての基準が異なることに留意が必要。

特に、前年所得に応じて計算する個人住民税については、移行時の対応や年末調整の事務負担等の課題があるが、事務負担軽減につながる支援策を講じつつ、現年課税化が期待される。

参考 6 : 「ガバメント・データ・ハブ」による税(所得情報)と社会保障給付の連携イメージ



- 会社員等に扶養される配偶者(20歳以上60歳未満)である第3号被保険者にとって、保険料の支払いが発生する社会保険における「年収の壁」は、手取りの逆転現象が生じることから、就労調整の一因になっている。
- 第3号被保険者制度の廃止が望まれるところであるが、経過的措置として、壁を越えて働く人に対して、可処分所得が増えるように社会保険料負担を補填する手当ての導入が期待される。



【制度設計 概要】

- ・対象 : 社会保険の壁を越えて働く者で課税前収入が200万円までの者
(第3号被保険者[60歳未満]に加えて、未婚者や配偶者が第1号被保険者の者も含む)
- ・補填額 : 支払う保険料以上の額で可処分所得が増えるように設定
(勤労意欲を損なわないようにするため、支払いが発生する時点から補填額は徐々に縮小)
- ・財源規模 : 約5,310億円(約546万人)
※扶養者の所得制限を設けない(但し、年収1,000万円以上を除外した場合は、必要な財源は約200億円減少)
- ・効果 : 社会保険の年収の壁を要因とした就労調整はなくなり、希望に応じた就労につながり、世帯所得の向上や人手不足の解消に寄与する

※上記の財源規模は、「日本家計パネル調査」(2023年度)の個票データを用いて、慶應義塾大学の土居丈朗教授がマイクロ・シミュレーションで分析した結果。現行制度のもとで就労調整していた者が壁を越えて働くことも加味している。

参考 8 : 独立財政機関に関する提言 概要 (2022年8月 関経連公表)

10

財政の信頼性・透明性向上に必要な視点

中立的かつわが国公式の将来見通しの提示・活用

中立的な経済・財政・社会保障に関する将来見通しを提示し、それらをわが国公式のものとして位置付け、わが国財政のあり方の検討や予算審議などへ活用することが必要。

将来世代のための仕組みの導入および情報発信

将来世代の受益と負担について考慮する視点を、予算編成等の議論に反映する仕組みが必要。また、国民全体がわが国財政の状況等について正しく学び、理解するための情報発信が必要。

多くの国で導入されている独立財政機関の設置

独立財政機関は、OECD加盟38カ国の内、29カ国で設置され、G7で日本だけが未設置。財政がバナンス強化に向けて、抜本的な手立てを講じることが必要。

独立財政機関 機能・役割 位置づけ

機能・役割

経済・財政・社会保障に関する
中長期予測 評価・検証

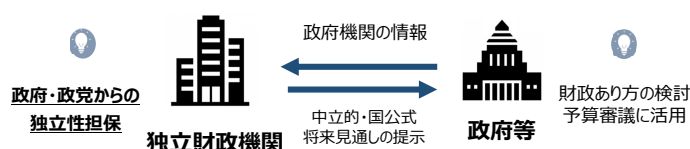
政府が掲げる
財政計画の評価、
財政の持続可能性分析

政府や国民への
財政状況の
情報発信・広報活動

位置づけ

- 独立財政機関による将来見通しを我が国公式のものとして位置づけ、予算編成等の財政運営に活用する環境を整える必要がある。
- 正確かつ客観的な将来見通しの提示や政府の財政計画等について分析・評価するために、政府情報へのアクセス権を法律で規定すべき。

独立財政機関 設置形態



- 諸外国の事例を見ると、政府や政党からの独立性を担保する設置場所や対策を講じたうえで、経済・財政・社会保障に関する将来見通しの提示などを実施する工夫がされている。
- わが国における独立財政機関の設置形態は、諸外国の事例などを参考に、中立性の観点から、各機関への設置の可能性について議論を深める必要がある。

財政健全化が必要な理由

不確実性の排除

経営環境の安定
(金利・物価・為替など)

予見性の確保・将来不安の緩和

(財政悪化の末路としての)
財政破綻の回避

制度の持続可能性

社会保障制度の維持

公的サービスの維持

資金余力の確保

災害などへの有事対応

教育・科学技術などへの投融資

将来世代の
国債償還負担を軽減

財政健全化を進めるために必要な方策

政策の信用・信認を 高める仕組みが必要

公正・中立・透明な
財政ガバナンスを高める仕組み



独立財政機関



財政ルール

政策パッケージについて 骨太な議論が必要

「何が変わるか」が
誰が見ても分かる形で論点を提示



政策論議



選択肢を示す

政策に国民の納得感が 伴っていることが必要

「自分たちで決めた」と思えるような
オープンな政策プロセス



声を拾う仕組み



政治参加の意識